

野中小学校における電子情報管理要項

1 趣旨

この要項は、野中小学校における電子情報管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 学校教育における電子情報管理

(1) 電子記憶媒体等の管理の徹底

校長は、次に示す電子記憶媒体等の複製、紛失、盗難等に関し、万全の管理を行うものとする。

フロッピーディスク

ハードディスク

光磁気ディスク

その他の記憶媒体

(2) 学校教育における電子情報の管理の徹底

校長は、法令等により次に示す学校教育に関する情報に関し遺漏のなきよう万全の管理を行うものとする。

成績等に関するもの

保健情報に関するもの

進路情報に関するもの

電子情報管理に必要な、インターネット接続ID・パスワード・メールパスワード等の情報に関するもの

その他

(3) 学校教育における電子情報管理組織の確立

校長は、「電子記憶媒体等の管理」及び「電子情報の管理」について、適切な組織を編成し、教育に関する情報の遺漏のなきように万全を尽くすものとする。

3 具体的な留意点

(1) ハードディスク、フロッピーディスク、光磁気ディスク等の紛失、盗難防止

特に持ち運び可能なこれらの電子記憶媒体は、管理責任者を定め、鍵のかかる場所に保管すること。

秘密を保持しなければならない情報と公開してもよい情報は、別個に管理するように努めること。

情報の複製を行う場合には、必要最小限にとどめること。

使用済みの情報は、管理責任者が責任を持って消去すること。

(2) インターネット利用上の留意点

ホームページ上の教育に関する情報を利用する場合には、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、複製した本人のみの授業の過程における使用であり、他の教師がこれを使用することはできない。また、使用が終わった場合には、速やかに消去するものとする。(著作権法第35条の厳守)したがって、複製したもののライブラリー化などの行為は著作権法に抵触する。なお、著作権者の許諾を得ている場合には、この限りでない。

インターネット上には有害情報も多数あるので、管理職及び教職員は、情報モラルの向上に努めること。

教職員は、児童に有害情報が提供されないよう細心の注意を払うこと。

(3) インターネットホームページ作成上の情報管理

インターネットホームページは、管理責任者を定め、著作権・プライバシーの保護等十分な対策を講ずること。

児童の個人名等は載せないものとする。載せる場合は、本人及び保護者の許諾を得ること。

児童の意見、主張、考え、感想、作文、日記、絵画等の作品については、教育上の効果を考慮し、発信することができる。その場合には、本人及び保護者の許諾を得ること。

児童の写真を掲載する場合は、集合写真や複数児童の活動する場面とするなど個人が特定できないように配慮する。ただし、電子メール等交信相手が特定できる場合には、教育上の必要に応じて個人写真を使用することができる。その場合には、本人及び保護者の許諾を得ておくこと。

児童の住所、電話番号、生年月日、趣味、特技等の個人情報は原則として発信しない。ただし、電子メール等交信相手が特定できる場合には、教育上の必要に応じて個人情報を使用することができる。その場合には、本人及び保護者の許諾を得ておくこと。

開設したホームページは公式の情報となるので、管理責任者を中心に常に正しい情報の提供に努めること。

(4) ホームページに関する著作権

学校のホームページに関するすべての著作権は、学校に帰属する。

(5) インターネット、Eメール送受信にかかわる情報管理

インターネットは学校の設置施設なので、個人的な内容のEメールの送受信は行わないこと。

(6) インターネット接続における個人情報及びデータ等の保護

ハッカー等の進入に対する安全確保のために、インターネットを利用するコンピュータのハードディスク等には、公開できない情報は入れておかないこと。

コンピュータウイルス等による被害の予防等、セキュリティー（個人情報及びデータ等の保護）に努めるものとする。

4 校長と管理責任者

校長は、必要な管理責任者を選任し、自校の電子情報管理に努めなければならない。また、この要項に定めるもののほか、学校において必要な事項は校長が別に定めるものとする。

5 要項の見直し

この要項に規定した事項の見直しの必要が生じた場合は、全職員の意見を聴いて改訂を行うものとする。

付則

この要項は、平成12年4月3日より施行する。